

預金商品概要説明書（変動金利定期預金 [単利型]）

- この「商品概要説明書」は、変動金利定期預金 [単利型] の商品内容の概要を記載したものです。
詳しくは「変動金利定期預金規定」をご覧ください。

1. 商品名	変動金利定期預金 [単利型]							
2. 販売対象	法人および個人							
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式… 2年、3年 ・ 満期日指定方式… 2年超3年未満 ・ 預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。 							
4. 預入	(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括入金です。追加でのご入金は別契約を作成します。 ・ 現金、預金等の他の口座からの振替、小切手その他の証券類によりご入金いただけます。 ・ 証券類によるご入金の場合、その決済が行われた日をご入金日とします。 						
	(2) 預入金額	1円以上						
	(3) 預入単位	1円単位						
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお引出しいただけます。							
6. 利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。（変動金利商品） <table border="1"> <tr> <td>300万円未満</td> <td>スーパー定期6ヵ月300万円未満の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。</td> </tr> <tr> <td>300万円以上</td> <td>スーパー定期6ヵ月300万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>大口定期預金6ヵ月1,000万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。</td> </tr> </table> <p>※預入後6ヵ月毎に指標金利の変更に併せて利率を変更し、上乗せ幅は、当初預入時から満期日まで変わりません。 （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）</p>	300万円未満	スーパー定期6ヵ月300万円未満の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。	300万円以上	スーパー定期6ヵ月300万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。	1,000万円以上	大口定期預金6ヵ月1,000万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。
		300万円未満	スーパー定期6ヵ月300万円未満の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。					
		300万円以上	スーパー定期6ヵ月300万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。					
1,000万円以上	大口定期預金6ヵ月1,000万円以上の利率（指標金利）に一定利率を上乗せします。							
(2) 利払方法	中間利払日（預入日から満期日の6ヵ月前の応当日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。							
(3) 計算方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前記（1）により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 <ul style="list-style-type: none"> A. 現金で受取る場合には、当組合の所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。 B. 預金口座に振替える場合には、各中間利払日に指定口座へ入金します。 ・ 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前期（1）により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金についても前記の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額（以下「満期払利息」という。）を、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 							

6. 利息	(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様は、利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し20%の総合課税が適用されます。 																				
7. 手数料		—————																				
8. 付加できる特約事項																						
(1) マル優		<p>マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。</p> <p>※マル優適格となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 ・寡婦年金受給者等 																				
(2) 総合口座		<p>個人の自動継続扱いのものは総合口座による当座貸越のご利用ができます。</p> <p>（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）</p>																				
9. 中途解約時の取扱		<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 ・次の預入経過期間により、それぞれの期限前解約利率が適用されます。 <p>(1) 預入期間3年未満のもの</p> <table border="1" data-bbox="518 1025 1417 1189"> <thead> <tr> <th>期限前解約日までの期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上3年未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 預入期間3年もの</p> <table border="1" data-bbox="518 1227 1417 1473"> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td>約定利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td>約定利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td>約定利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td>約定利率 × 90%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（小数点第3位以下は切捨てます。）</p>	期限前解約日までの期間	期限前解約利率	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率 × 50%	1年以上3年未満	約定利率 × 70%	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率 × 40%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率 × 50%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率 × 60%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率 × 70%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率 × 90%
期限前解約日までの期間	期限前解約利率																					
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率																					
6ヵ月以上1年未満	約定利率 × 50%																					
1年以上3年未満	約定利率 × 70%																					
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率																					
6ヵ月以上1年未満	約定利率 × 40%																					
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率 × 50%																					
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率 × 60%																					
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率 × 70%																					
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率 × 90%																					
10. その他参考となる事項																						
(1) 証書・通帳		証書もしくは通帳を発行します。																				
(2) 預金保険制度		<p>本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。</p> <p>（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり—金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>																				
11. 苦情処理措置・紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓 口：ひだしんお客様相談室】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受 付 時 間：9：00～17：30</p> <p>電 話：0120-36-4501</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/</p>																				

<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受 付 時 間：9：00～17：00</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>
--------------------------	--

自動継続扱いの場合、ご継続時には改めての商品内容のご説明はいたしませんのでご了承ください。

（平成23年4月1日現在）

